

(自己資本比率規制に関する Q&A)

【オペレーショナル・リスク】

<オペレーショナル・リスク全般>

【関連条項】 第 1 条第 111 号

第 1 条第 111 号-Q1 オペレーショナル・リスク（銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、機能しないこと又は外生的な事象により損失が生じるリスク（法的リスクを含む。ただし、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。）にはどのようなリスクが含まれますか。（令和 4 年 4 月 28 日追加、令和 6 年 1 月 31 日修正）

(A)

オペレーショナル・リスクには、横領やマネーロンダリング等の不正に係る懲罰（内部の不正）、第三者による詐欺・サイバー攻撃（外部からの不正）、労働災害やハラスメント・差別行為による損失（労務慣行及び職場の安全）、適合性原則違反による損失やマネーロンダリング等対策の疎漏（顧客、商品及び取引慣行）、交通事故・テロ・自然災害・感染症に伴う引当金や職員や関係者の被害に関する見舞金や手当（有形資産に対する損傷）、システム障害（事業活動の中断及びシステム障害）、業務上の事務ミス（注文等の執行、送達及びプロセスの管理）等の「オペレーショナル・リスク損失事象」により、金融機関の財務諸表に費用や償却等の形で影響を与える「オペレーショナル・リスク損失」が生じるリスクが含まれます。

なお、オペレーショナル・リスク損失事象の種類（大分類）については、別表第二に規定しています。

<ILM 及び BI に係る承認スケジュール>

【関連条項】 第 308 条、第 314 条、第 317 条

第 308 条-Q1 第 306 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に定める方法で算出した ILM の利用及び第 317 条に定める ILM の算出に係る特殊損失の除外並びに第 314 条に定める BI の算出に係る処分した連結子法人等又は事業部門の除外の承認に関するプロセスやスケジュールはどのようになりますか。（令和 4 年 4 月 28 日追加、令和 6 年 1 月 31 日修正）

(A)

第 306 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に定める方法で算出する ILM の利用及び第 317 条に定める ILM の算出に係る特殊損失の除外並びに第 314 条に定める BI の算出に係る処分した連結子法人等又は事業部門の除外について、3 月末からの利用を希望する金融機関は、前年 9 月頃 4 月頃に承認申請に係る手続きを開始する必要があります。

なお、合併等により金融機関グループ内に第 306 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に定める方法

で算出する ILM の利用及び第 317 条に定める ILM の算出に係る特殊損失の除外並びに第 314 条に定める BI の算出に係る処分した連結子法人等又は事業部門の除外について未承認の先が新たに含まれることになった場合であって、当該合併等の後に行われる直近の自己資本比率の開示が直近の承認申請に係る手続きの開始時期以前に行われる等、やむを得ない事情により、当該金融機関等が上記の取り扱いとは異なる取り扱いを希望する場合には、個々の状況に応じて個別具体的に判断することとなります。当該合併等が具体的に予定されている場合は、早めに当局に相談してください。

(開示告示に関する Q&A)

【オペレーショナル・リスク】

<別紙様式>

【関連条項】別紙様式第 2 号第 33 面、別紙様式第 4 号第 26 面

別紙様式第 2 号-Q2 自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 1 号の承認を受けていない連結子法人等の内部損失データも含めて記載する必要がありますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加、令和 6 年 1 月 31 日修正)

(A)

自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 1 号の承認の有無に関わらず、連結子法人等を含む金融機関グループ全体の内部損失データを含めて記載する必要があります。

また、合併や子会社設立等により、金融機関の連結の範囲に、連結対象外であった企業が新たに加わる場合においては、自己資本比率規制に関する Q&A 第 305 条-Q2 に規定するとおり、当該企業の内部損失データについて遡及して収集する必要があります。

ただし、やむを得ない事情があり、内部損失データを収集できない法人単位がある場合は、収集ができない範囲及びその理由の説明を欄外に記載し、当該法人単位を除いた集計値を記載することも可能です。

自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 1 号の算出方法によらない場合（すなわち、内部損失データ利用 ILM を用いず、保守的な見積値を用いる場合等）においては、内部損失データの記載は不要であり、「-」とのみ記載することで差し支えありません。

また、第 307 条の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いている場合には、当該連結子法人又は事業部門に係る内部損失データについての記載は不要です。

<別紙様式>

【関連条項】別紙様式第 2 号第 33 面、別紙様式第 4 号第 26 面

別紙様式第 2 号-Q3 自己資本比率告示第 307 条に従い、一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いている場合、項番 11 の「ILM の算出への内部損失データ利用の有無」はどのように記載すればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加、令和 6 年 1 月 31 日修正)

(A)

法人単位においては内部損失データ利用 ILM を用いているものの、一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いている場合は、その旨及びその理由の説明を欄外に記載し、項番 11 には有無と記載する必要があります。

<別紙様式>

【関連条項】別紙様式第 2 号第 35 面、別紙様式第 4 号第 28 面

別紙様式第 2 号-Q4 自己資本比率告示第 307 条に従い、一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いていることにより、金融機関グループ内においてオペレーショナル・リスク相当額の算出に複数の ILM を用いている場合、項番 2 の「ILM」はどのように記載すればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加、令和 6 年 1 月 31 日修正)

(A)

自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法により ILM の算出の承認を受けている金融機関は、項番 2 には当該方法により算出した ILM を記載する必要があります。

ただし、自己資本比率告示第 307 条に定める方法により、一部の連結子法人又は事業部門において保守的な見積値を用いている場合は、次の計算式のとおり計算した内部損失データ利用 ILM と保守的な見積値を加重平均した ILM をその旨及びその ILM の値も併せて欄外に記載する必要があります。

【計算式】

$$\text{ILM (項番 2)} = \{(\text{第 310 条に定められている基準を満たす内部損失データを保有している法人単位の BIC}) \times (\text{当該法人単位の内部損失データに基づく ILM}) + (\text{内部損失データを十分に保有していない連結子法人又は事業部門等の BIC}) \times (1 \text{ を下限として保守的に見積もった ILM})\} \div \text{BIC (項番 1)}$$

<別紙様式第 4 号>

【関連条項】別紙様式第 4 号第 26 面

別紙様式第 4 号-Q1 中間事業年度の開示を行う場合、イ〜ルの各欄には、それぞれいつを基準時点とした値を記載するべきですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加、令和 6 年 1 月 31 日修正)

(A)

イ欄には開示期の中間事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ロ欄には当該前年の中間事業年度の直前の事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ハ〜ヌ欄には同様に順次 1 年間遡ったそれぞれの中間事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ル欄には当該中間事業年度末を基準時点とする過去 10 年間のデータを用いて算出した平均値を記載する必要があります。

ただし、注記 m に従い、直近五年以上十年未満の内部損失データを用いてオペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えて対応する必要があります。

<別紙様式第 4 号>

【関連条項】別紙様式第4号第27面

別紙様式第4号-Q2 中間事業年度の開示を行う場合、イ～ハの各欄には、それぞれいつを基準時点とした値を記載するべきですか。(令和4年4月28日追加、令和6年1月31日修正)

(A)

イ欄(うち項番1、項番6、項番11を除く。)には開示期の中間事業年度末を基準とする31年前までの連続した62半期のデータを用いて算出した値を、ロ欄には当該前年の中間事業年度の直前の事業年度末を基準時点とする31年前までの連続した62半期のデータを用いて算出した値を、ハ欄には同様に1年間遡った中間事業年度末を基準時点とする31年前までの連続した62半期のデータを用いて算出した値を記載する必要があります。

また、イ欄のうち項番1、項番6、項番11は、以下に掲げる値を記載する必要があります。

項番1 自己資本比率告示第305条第2項第1号に定めるILDC

項番6 自己資本比率告示第305条第2項第2号に定めるSC

項番11 自己資本比率告示第305条第2項第3号に定めるFC

別紙様式第4号

(第二十七面)

(単位:百万円)

OR2: BICの構成要素				
項番		イ 当中間期末	ロ 前中間期末	ハ 前々中間期末
1	ILDC			
2	資金運用収益	第305条第2項第1号に定めるILDC		
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	SC			
7	役務取引等収益	第305条第2項第2号に定めるSC		
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	FC			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)	第305条第2項第3号に定めるFC		
13	特定取引勘定以外の勘定のネット損益 (特定取引等以外の勘定のネット損益)			
14	BI			
15	BIC			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むBI			
17	除外特例によって除外したBI			

なお、イ～ハ欄の項番2～5、項番7～10、項番12,13に記載する値(表内の太黒枠)は、3年平均の値でなく、単年の値とすること^(注)。

(注)当該単年の値が、マイナスとなる場合はマイナス表示で記載すること。